

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年10月1日
担 当 課	DX推進課

契約業者名・住所	株式会社大崎コンピュータエンジニアリング千葉支店 千葉市中央区問屋町1番35号
工事等の名称	松戸市 Web 会議システム（Zoom）賃貸借（再リース）
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種 別	賃借料
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	1,582,152円
工事等の概要	Web 会議を利用するためのツールである Zoom システムの利用
随意契約の理由	令和2年度、政府による「緊急事態宣言」及び「新型コロナウイルス感染拡大防止策」の実施に伴い、庁内での感染拡大の防止策の一環として「Web 会議システム専用タブレット」を導入し、重要かつ緊急的な会議並びに業務継続に関わる会議等を参集することなく実施できる環境を整備した。令和8年度以降も、行政における新たな働き方に貢献するツールとし活用するものとして Web 会議システム（Zoom）を調達するものである。 賃貸借にあたり、システムが安定稼働する条件に加え、高度な行政情報の保護を確保するための業者の信頼性が特に要求され、総合的判断に基づき契約相手を選定する必要がある。 1 Web 会議専用タブレットにおけるネットワーク環境と本市 LGWAN 系及びインターネット系、基幹系等のネットワーク環境の範囲を理解しており、各ネットワークにおける機器構成、機能、セキュリティ対策、運

	用・保守の範囲を理解していること。 2 ソフトウェアの適切なライセンス管理ができることに加え、端末の設定及びソフトウェアの機能、設定等を熟知していること。 3 不具合や障害発生時に、端末やネットワーク、ソフトウェア等の原因の切り分けが的確に行うことが可能で、かつ迅速に正常に使用できる状態まで復旧することができること。 4 再リースによって、導入期間の削減が図れるほか、安定稼働の担保を図ることが可能となる。 5 個人情報の保護に関する法律及び松戸市情報セキュリティポリシーを遵守できること。 よって、本業務にかかる業者の選定にあたっては、これらを中心に総合的判断に基づく裁量に委ねられる部分が大である。 株式会社大崎コンピュータエンジニアリング千葉支店にあつては、前条件を充たすとともに「松戸市インターネット接続系環境構築機器賃貸借」及び「ネットワークシステムサポート及び個別システムサポート業務委託」等の契約事業者であり、本市のインターネット系及び LGWAN 系システム及びネットワーク構成を熟知しており本業務を履行させるのに最も適当な事業者であるといえる。 従って、本業務については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定を適用し、現行の契約締結業者である株式会社大崎コンピュータエンジニアリング千葉支店を相手方として随意契約することが、適法かつ妥当であると思料する。 また、松戸市財務規則第 138 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、1 者からのみ見積を徴するものとする。
--	---